

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和6年8月22日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 4 号

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

野田市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和 6 0 年野田市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「図書館資料」の次に「（電子書籍を除く。）」を加える。

「

」を「

」

に改め、同表に次のように加える。

電子書籍	2 週間	1 点
------	------	-----

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 図書館資料を貸出期間後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は、貸出期間の末日から 2 週間を限度とする。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 削除

第 1 2 条第 1 項中「図書館資料」の次に「（電子書籍を除く。以下この節及び次節において同じ。）」を加える。

第 1 4 条中「、貸出しの制限及び図書館資料の返納」を「及び貸出しの制限」に、「、第 1 0 条及び第 1 1 条第 1 項」を「及び第 1 0 条」に改める。

第 1 6 条中「貸出し期間及び冊数、貸出しの制限並びに図書館資料の返納」を「貸出期間及び冊数等並びに貸出しの制限」に、「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 9 号中「図書館資料」の次に「（電子書籍を除く。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。